

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業実施要綱

平成30年2月15日
文化庁長官決定
平成30年12月20日
令和2年12月24日
令和3年11月16日
一部改正

(目的)

第1 本事業は、「生活者としての外国人」のための日本語教室が設置されていない国内の地域（以下、空白地域）に居住している外国人等が、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、日本語教室の設置を促すと共に、日本語教室の設置が困難な地域であっても日本語学習が可能となるよう、ICTを活用した日本語学習コンテンツの開発・提供等を行うことにより、日本語学習環境の整備を図ることを目的とする。

(事業区分と業務内容)

第2 本事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行うものとする。

一 地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室が設置されていない地方公共団体に対する日本語教育に関する専門的知識を有する者の派遣による指導助言及び当該地域での環境整備。

二 ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・提供

日常生活に必要な日本語をICTを活用し独学できる学習コンテンツの開発及びその提供、調査研究等を行う業務。

三 空白地域解消推進セミナー

日本語教室が設置されていない地方公共団体の職員を対象に、空白地域解消に関する先進事例の紹介を行ったり日本語教室の設置に関する課題について協議等を行うセミナーを開催。

四 日本語教室開設に向けた研究協議会

空白地域解消に向けて、空白地域が多い都道府県やこれまで地域日本語教育スタートアッププログラムを活用したことが無い市町村が多い都道府県を対象に、域内の市町村に当プログラムの活用を促すとともに、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するため行う協議会を開催。

(事業の決定及び実施方法)

第3 本事業は、それぞれ当該各号に定める方法により決定及び実施するものとする。

一 地域日本語教育スタートアッププログラム

(1) 文化庁は、実施希望団体の中から学識経験者等から構成される「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業企画・評価会議の審査を経て、実施団体を決定する。

(2) 本プログラムは文化庁が直接実施するものとする。ただし、文化庁は本プログラム

の実施に当たり、業務の一部を委託できるものとする。

二 ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・提供

文化庁は本業務の実施に当たり、業務を委託できるものとする。

三 空白地域解消推進セミナー

本業務は、文化庁が実施するものとする。ただし、文化庁は本業務の実施に当たり、業務の一部を委託できるものとする。

四 日本語教室開設に向けた研究協議会

本業務は、文化庁が実施するものとする。ただし、文化庁は本業務の実施に当たり、業務の一部を委託できるものとする。

(実施の期間)

第4 本事業の実施期間は、当該年度の範囲で別に定める。

(経費の負担)

第5 文化庁は、本事業の実施に当たり、予算の範囲内で必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

(事業の変更等)

第6 第2の第1号及び第2号に定める区分に係る提案及び企画等の決定後に、内容に変更が生じた場合には、実施団体は、変更内容及び変更理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

2 第2の第1号及び第2号に定める区分に係る提案及び企画等の決定後に、やむを得ず取りやめる必要が生じた場合には、実施団体は、理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

(事業の報告)

第7 第2の第1号及び第2号に定める区分に係る提案及び企画等の実施団体は、事業完了後に実施報告書を文化庁に提出するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、文化庁次長が別に定める。